

保護者様

学校法人静岡理科大学  
星陵中学校・高等学校長

## 出席停止及び登校許可証明書について

学校教育活動を通じ、感染及び流行を広げる可能性が高い疾病の場合は、学校保健安全法により出席停止となります。病院受診の上で、感染の危険がないといわれるまで登校を見合わせていただき、登校許可を得られましたら、2枚目の証明書に医師の証明を受けて、学校（担任）へ必ず提出してください。

なお、証明された停止期間については欠席扱いにはなりません。

## 【感染症の種類と出席停止期間の基準】

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>その他の感染症</u> <sup>1)</sup>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ただし、病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めたときには、この限りではありません。

- 1) 条件によっては出席停止の措置となる感染症として、**溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎**などが考えられます。これらの感染症に罹患し、主治医が「出席停止の措置が必要である」と判断された場合には、学校に連絡していただき、登校する際には登校許可証明書を提出してください。

平成 年 月 日

主治医様

学校法人静岡理工科大学  
星陵中学校・高等学校長

下記の生徒の疾患について、ご多忙中恐縮ですが、下記の証明書につきまして、ご記入いただきますようお願い申し上げます。

## 登校許可証明書

年 組 氏名

停止期間 月 日 ~ 月 日

診断名 (該当する疾病の左欄に○をつけてください)

	感染症名
	インフルエンザ 【 型 】
	百日咳
	麻疹
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
	風疹
	水痘 (みずぼうそう)
	咽頭結膜熱 (プール熱)
	結核
	髄膜炎菌性髄膜炎
	流行性角結膜炎
	溶連菌感染症
	伝染性紅斑
	マイコプラズマ肺炎
	感染性胃腸炎
	その他 ( )

上記の生徒の疾病は、感染するおそれがなくなったため、登校可能であることを証明します。

平成 年 月 日

住所

医師氏名 印